

「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」の受付開始について

空き家や空き室を、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅」として登録する「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」の受付を本日、平成29年10月25日から開始しました。

住宅確保要配慮者：「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に規定される、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者など

1 制度について

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され（平成29年4月26日公布、同年10月25日施行）空き家、空き室を活用した、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。

2 主な登録の基準

- ・1戸当たりの床面積が原則25平方メートル以上であること。
（シェアハウスは別基準があります。）
- ・耐震性を有すること。
- ・台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室又はシャワー室を備えること。
- ・家賃が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないこと。 など

3 登録住宅のホームページでの紹介

登録された住宅は、以下の国のホームページで紹介されます。全国の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を探すことができます。

セーフティネット住宅情報提供システム：<https://www.safetynet-jutaku.jp/>

4 登録住宅の改修費に対する補助

既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅にするなどの要件を満たす場合に、国から改修費の補助が受けられます。（詳細は、以下のホームページを参照）

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業：<http://snj-sw.jp/>

5 登録窓口

相模原市内の住宅の登録は、以下の窓口で受け付けます。登録は無料です。

【指定登録機関】

公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会

住所：横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階

受付時間：平日（祝日を除く。）9 時～17 時（12～13 時を除く。）

電話：045-664-6896 FAX：045-664-9359

問合せ先

建築・住まい政策課

電話：042-769-9252